

ら百分の二十五に拡大するものとすること

本案は、十一月六日参議院から送付され、翌七
日本委員会に付託され、去る八日に吉川労働大臣
より提案理由の説明を聴取した後、昨十五日に慎
重に審査を行い、質疑を終了、採決の結果、全会
一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決

なお、本案に対し附帯決議が付託されました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○義長（錦賀民輔） 采決のまゝ。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長（綿貫民輔君） 御異議なしと認めます。
よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律案(内閣提出)

(講長・糸貫良輔君) 日程第二 ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律案を議題といたします。

ヒトに関するクローリン技術等の規制に関する法

〔本号末尾に掲載
律案及び回報生書〕

ころ、高市早苗君外六名から修正案が提出され、討論を行い、採決の結果、本案は賛成多数をもつて修正議決すべきものと決した次第でございま
す。

本案は、人権の尊重の尊重要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条または性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状、内外の情勢にかんがみ、人権の擁護に資するため、

委員会においては、昨十五日提出者熊代昭彦君から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

なお、本案に対し附帯決議が付され
以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（綿貫民輔君）採決いたします。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔贊成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、委員長報告のとおり修正議決いたしました。

→

日程第四　人権教育及び人権啓発の推進に關

○義長(綿貫民輔君) する法律案(熊代昭彦君外八名提出)

権啓発の推進に関する法律案を議題といたし

す。
委員長の報告を求めます。法務委員長長勢甚遠

君。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案及び同報告書

また、国は、施策を実施する地方・公共団体に対し、財政上の措置を講ずることができることとしておりま

〔本号末尾に掲載

〔長勢甚遠君登壇

○長勢甚遠君　ただいま議題となりました法律案について、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申上げます。

本案は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条または性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状、内外の情勢に鑑み、人権の擁護に資するため、

委員会においては、昨十五日提出者熊代昭彦君から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

官 報 (号 外)

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

本案の委員長の報告は可決であります。本案を
委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を
求めます。

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は
委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長（綿貫民輔君）　本日は、これにて散会いたします。

午後一時十五分散会

出席國務大臣

卷之三

法務大臣 保岡 興治君
農林水産大臣 谷 洋一君
労働大臣 吉川 芳男君
國務大臣 大島 理森君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る十四日、参議院議長から、次の法律の公

布を奏上した旨の通知書を受領した。

一般職の職員の給与に関する法律等

國會議員の秘書の給与等に関する法律の一部を

平成十二年十一月十六日 衆議院会議録第十四号

議長の報告

平成十二年十一月十五日

運輸委員長 赤城 徳彦

衆議院議長 綿貫 民輔殿

(質問書提出)

一、去る十四日、議員から提出した質問主意書は「川辺川ダム事業における環境保全への取組み」等に関する質問主意書(前原誠司君提出)

一、去る十四日、内閣から次の答弁書を受領しました。

衆議院議員中川智子君提出薬害クロイツフェルト・ヤコブ病問題に関する質問に対する答弁書

衆議院議員小沢和秋君提出諫早湾水門閉め切りによる沿岸漁業への被害対策に関する質問に対する答弁書

平成十二年九月二十六日提出
質問 第三号

薬害クロイツフェルト・ヤコブ病問題に関する質問主意書

提出者 中川 智子

薬害クロイツフェルト・ヤコブ病問題に関する質問主意書

今月二十日の厚生委員会で津島雄一厚生大臣は、「行政の長としての立場から申しますと、医学の技術がどんどん進歩してまいります中で、新

しい処方を始めるとき必ずリスクがある。これは人間の歴史で数々の経験を私どもはしているわけで・・・すべて先に起こるべきことを予見する事は不可能でございまして、そういうことがあるからそういう処方を認めるなということになると、新しい処置や処方や薬は採用することはできなくなる」また、「新しい薬なり処方について承認するときには、100%何も心配ありませんよ」ということ

でなければできなくなってしまうのですね。そこでなければできなくなってしまうのですね。そ

ういう世界というのは、少なくとも私の理性からいうと、これはもうほとんど想像できない世界だ。」などと暴言を繰り返している。死因も不明の人の死体から採取して作った乾燥硬膜「ライオデュラ」を専門家の意見を聞くことなく事務方だけで杜撰に承認し、通常の業務で簡単に入手できることを問題となっているのである。一

九九六年の狂牛病事件に端を発した「クロイツフェルト・ヤコブ病に関する緊急全国調査研究班」の調査の過程で、厚生省の意図とは別に、硬膜移植による症例があることを知り、慌てて対応をしたにもかかわらず、承認当初から最善を尽くしてきたかのようないまかしの答弁は、国民の健康や安全を守る厚生行政の最高責任者として極めて不適切であり、許されるべきではない。

厚生省が承認したヒト乾燥硬膜「ライオデュラ」が汚染していたために被害が発生した事件であることを踏まえ以下質問する。

一 厚生省は、B・ブラウン社製ヒト乾燥硬膜「ライオデュラ」の輸入販売を一九七三年に承認している。人の死体から採取し製造した初めての医療用具であるにもかかわらず羊の腸線縫合糸が承認されており新規性がないという理由で、専門家の意見を聞くことなく、事務方だけで申請からわずか三ヶ月の速さで承認をしていた。

ヒト組織を素材としているにもかかわらず、病原体付着の危険性評価がされなかつたことも明らかとなつた。専門家からの意見を聞いていれば、ドナーチェックの必要性や病原体付着の可能性についても検討されたと考えられる。事務方だけで承認しておき、誰も教えてくれなかつたから分からなかつたという言い逃れは通用しない。医薬品等を承認するということは本來危険等の理由で禁止されているものを特別に許可することであり、重大な責任があることは言うまでもない。

1 事務方だけで判断したとされているが、承認にかかる職員の専門性や人数及び審査の内容などすべて明らかにされたい。

2 専門家の意見を聞いていれば、たとえ承認時に危険性を認識しなかつたとしても、その後の国内外での危険性の報告を、ヒト乾燥硬膜と関連づけることは容易であったと考えられる。少なくとも一九九六年の狂牛病事件でたまたま知るということはなかつたはずであ

る。研究班の班長であった立石潤氏は「それを使った手術が、年間に一～二万件行われていたことが、判つていれば当然厚生省および脳外科学会などに輸入使用の禁止を提言したと思います。」と回答しているのであるから、専門家の意見を聞くことで判断したことには瑕疵があると考えるがどうか。

3 津島厚生大臣は、「乾燥硬膜がこれまでにわが国だけで四十万～五十万枚使われたといふ事実、これは我々にとつて否定できない重要な事実・・・」と有用性を強調した答弁をしている。専門家の意見を聞くことなく事務方だけで「ライオデュラ」を承認し、全体の約三十五%を日本が輸入し、世界の患者の半数以上を日本が占めているということこそ重みのある事実である。脳外科手術は日本が特別多い訳ではない。日本の輸入量が多いのは、危険性のある硬膜を安易に承認したためではないか。

一 厚生省が今年八月十一日に発表した調査報告書等について

1 英国の状況について「米国FDAからの連絡に基づき、ライオデュラを介したCJD感染の可能性について国内の医療機関に情報提供したもの、引き続きライオデュラの供給は認めていた。一方で、アルカリ処理工程の導入について承認変更を要求したため、その承認が行われるまでの間はアルカリ未処理の

製品のみが流通することとなつた。」と対応の遅れが他国にあることとさら強調しているともとれる記述である。英国保健省とFDAの八九年の会話記録によると、CDCの第一症例報告後英國政府は調査を開始し情報提供をしている。さらに八九年三月十七日に警告を出している。患者数は日本の一割にも満たないことも大きな違いである。そもそも厚生省は、第一症例報告の患者に用いられたヒト乾燥硬膜は、ドイツB・ブラウン社製造の「ライオデュラ」のロット番号「一〇五」の製品であったことから、FDAは同一の製品が輸出されていた五カ国に対して個別に連絡したが、わが国に対しても同一のロット番号の製品が輸出されていなかつたためFDAからの連絡はなく情報を把握し得なかつたと主張している。「一〇五のロットはイギリスには輸出されておらず、FDAからの連絡もなかつたのに情報を把握している。厚生省は、FDAが個別に連絡しないと情報を入手できないかのような答弁を繰り返しているが、FDAからの連絡もなくプリオント叙述も症例の積み重ねもない中、調査を開始したイギリスの対応についてどのように考えるか。

2 旧予研と厚生省保健医療局エイズ結核感染症課が発行している『病原微生物検出情報』にCDCの第一症例を掲載しなかつた理由は、「編集会議において、第一症例報告の掲載の

適否が検討されたが、ヒトへの感染機構、病因論自体が極めて不明瞭な中で、当該MMWの記事にも病原体や病原診断に係る情報が含まれていなかつたことから掲載が見送られこととなつた。」との記述があり、九七年五月六日の厚生委員会でも小林政府委員は、

「第一症例の扱いというのはいろいろな考え方がありますして、當時、結果としては『病原微生物検出情報』には載つてなかつたといふのは事実としてはつきりしているわけでございまして、その当時の御議論はどうだったかわかりませんけれども、結果としては重要な情報としては考えられなかつたということではないかと思っております。」と答弁している。であれば八九年に第二症例(及び第一症例)を掲載したことは、相当重要な情報であつたと考えられるが、掲載した理由は何か。

3 厚生省保健医療局エイズ結核感染症課は、自分たちが発行している月報に第二症例を掲載し、どのような対策を講じたか。

4 厚生省は、「仮に、当時、厚生省が第一症例報告に関する情報を得ることができたとしても、輸入や使用を禁じる措置を講じる状況には、症例数を集めた疫学的な分析が必要だ」と述べている。ヒト乾燥硬膜「ライオデュラ」の承認からどのような調査を行なつたのか明らかにされたい。

1 プルシナーがプリオント叙述を打ち立てたのは八二年である。八九年に九州大学のグループとプルシナーのグループがプリオント蛋白であることを同時期に発表し、プリオント叙述が見直されはじめ、九三年に定説化されているが、厚生省はプリオント叙述について八二年からどのように検討したか。

2 「ライオデュラ」が汚染されていたのであれば、それを使用しないことで、とりあえず感染被害を防ぐことは可能である。そのあとに原因因子や感染メカニズムなどを考えればよいことは、誰にでも簡単に理解できる。厚生省が原因因子や感染メカニズムが不明だったことを理由として対応を遅らせたとは考えられないが、参考のためスローウイルスであるかプリオント蛋白であるかで対応にどのように違ひがあつたのか示されたい。

3 厚生省は「CJDの原因因子も感染メカニズムも不明であつたことを踏まえれば、ヒト乾燥硬膜とCJD発症との関係を結びつけるためには、症例数を集めた疫学的な分析が必要だ」と述べている。ヒト乾燥硬膜「ライオデュラ」の承認からどのような調査を行なつたのか明らかにされたい。

4 FDAが警告をし、廃棄勧告を行なつたのは、プリオント叙述が定説化されたからではな

く、ヒト乾燥硬膜とCJD発症との関係を結びつけるための症例数を集めた疫学的な分析を行なつたからでもない。国民の健康や命を守るために第二症例の発生を防ごうとする危機管理として行なつたと考えられるが、見解を明らかにされたい。

四 厚生省が硬膜移植とクロイツフェルト・ヤコブ病の関係を認識したのは、九六年に英国で起きた狂牛病事件をきっかけに設置された「クロイツフェルト・ヤコブ病に関する緊急全国調査班」が調査を開始した後である。研究班の報告書には、「わが国では英国で報告されているような新変異型CJD患者と確定できる患者は確定できなかつたものの、脳外科手術時にヒトの乾燥凍結硬膜の移植を受けた患者から四十三名に及ぶCJD患者の発症が明らかになった。この硬膜との関連は社会的にも大きな問題となり、これを契機にヒト硬膜移植の安全性が再検討されるに至つた。(中略)さらに本調査を契機としてヒト硬膜移植の安全性の問題、近年におけるCJD患者数の増加傾向の確認、若年発症CJDの追跡調査等いくつかの今後の重大な課題も提起している。」との記述がある。要するに厚生省は、九六年の調査まで硬膜移植とクロイツフェルト・ヤコブ病との関係を認識していないことが理解できる。

九六年に厚生省がFDAへ送つた緊急ファックスで、「一九八〇年代に硬膜移植手術を受け

たCJD患者がこれまで九人みつかっている。」

と連絡しているが、その九人、さらに研究班の中間報告の二十八人、最終報告の四十三人は研究班が狂牛病事件をきっかけに調査した結果わかつたものであり、厚生省がヒト乾燥硬膜移植とクロイツフェルト・ヤコブ病の問題を調査する目的で疫学的な分析を行なった結果でないことは明らかであると考えるがどうか。

五 医療用具による被害は、感染被害の危険性があるヒト由来製品であっても、医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法の救済の対象にはなっていない。厚生省によると医薬品の副作用ではないから適用できないということである。

そもそもこの法律は、薬害スモン事件を契機として、医薬品を適正に使用して発生した副作用被害であり、第三者に損害賠償ができないか追求が困難な場合に、被害者の迅速な救済を図るために制定されたものである。医薬品という危険を内在する物質を社会に供給する医薬品製造業者等のもつ社会的責任に基づき拠出されていいる。医療用具であっても、適正に使用したが、病原体が付着または混入し、重篤な疾病に罹患するという今回ののようなケースは今後も危険性は否定できない。津島厚生大臣は新しい処方を始めるとき必ずリスクがある。これは人間の歴史で数々の経験を私どもはしているわけで・・・すべて先に起こるべきことを予見する事は不可能」と断言している。であれば同様に

医療用具による被害者の救済のための法整備をすべきと考えるがどうか。

右質問する。

内閣衆質一五〇第三号
平成十二年十一月十四日

内閣総理大臣 森 喜朗

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員中川智子君提出薬害クロイツフェルト・ヤコブ病問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員中川智子君提出薬害クロイツフェルト・ヤコブ病問題に関する質問に対する答弁書

一の1について

昭和四十八年の輸入承認当時の記録によれ

ば、B・ブラウン社製のヒト乾燥硬膜「ライオデュラ」(以下「ライオデュラ」という。)の輸入承認には六名の厚生省職員がかかわっているが、

このうち、審査担当官一名を含む三名は薬学を修めた職員であり、二名は法律学を修めた職員である。また、当該輸入承認に当たっては、ライオデュラの安全性及び有効性を確保する観点

により、脳外科等の手術に際して患者自身の大腿筋膜を採取するという患者の身体的負担が解消され、手術において生じた欠損を直ちに違和感なく補填できることから、その有用性が認められ、我が国だけでなく諸外国においても広く使用されたものと考えている。昭和四十八年の輸入承認以降の我が国のライオデュラの輸入量は、医療現場における需要に応じたものであつたと考えている。

なお、CJDの診断基準は国ごとに異なること等から、我が国と諸外国との間でCJD患者付された国立衛生試験所が実施した無菌試験の試験検査成績書並びに東京医科大学及び東

京医科大学が実施した臨床試験報告書の内容について審査している。

一の2について

ライオデュラの輸入承認を行つた昭和四十八年当時において、クロイツフェルト・ヤコブ病(以下「CJD」という。)の発症原因に関するブリオン仮説は提唱されておらず、ヒト乾燥硬膜によってCJDが伝播するおそれがあることの知見も全くなかったことから、CJDの感染の危険性を前提とした専門家からの意見聴取を行うことはなかったものである。

したがつて、ライオデュラの輸入承認に当たって専門家の意見を聽かなかつたことに瑕疵があるものとは考えていない。

一の3について

ライオデュラ等のヒト乾燥硬膜は、その使用

により、脳外科等の手術に際して患者自身の大腿筋膜を採取するという患者の身体的負担が解消され、手術において生じた欠損を直ちに違和感なく補填できることから、その有用性が認められ、我が国だけでなく諸外国においても広く使用されたものと考えている。昭和四十八年の輸入承認以降の我が国のライオデュラの輸入量は、医療現場における需要に応じたものであつたと考えている。

二の2及び3について

御指摘の第二症例に関する記事が米国疾病対策予防センター(CDC)の週報(以下「MMWR」という。)に掲載された当時においても、ブリオン仮説は定説化されておらず、CJDの原因因子及び感染機序は明らかでなかつたが、ヒト乾燥硬膜の移植歴のあるCJD患者の第二例目の症例報告であったことも踏まえて、その要約を平成元年四月の「病原微生物検出情報」に掲載したものと考えている。

この掲載を契機とした対策は講じていない。

厚生省において、仮に第一症例報告に関する

二の1について

現在、ヒト乾燥硬膜の移植によってCJDを発症したと主張する患者、遺族等から国、製造業者等に対し損害賠償を求める訴訟が大津地方裁判所及び東京地方裁判所に提起されていると

情報を得ていたとすれば、これに関連する情報の収集に努めることはあり得たものと考えているが、当時の医学的及び薬学的知見、各国民政府の対応等を勘案すれば、ヒト乾燥硬膜の輸入及び使用を禁すべき状況にはなかつたものと考えている。

三の1について

厚生省においては、御指摘のプリオント仮説について直接検討はしていないが、大学医学部等の臨床医学又は基礎医学の研究者を中心構成された遅発性ウイルス感染調査研究班に対し、特定疾患調査研究費補助金を交付しており、同研究班は、CJD等の疾患の研究を進める中でプリオント仮説も研究対象としていたところである。しかしながら、プリオント仮説が提唱された昭和五十七年から定説化した平成五年までの間の同研究班による研究において、プリオント仮説を裏付けるような実験結果等は得られていない。

三の2について

一般的には、特定の疾患の具体的な原因因子及び当該原因因子と医療用具等との関連性が明確になれば、その時点における医学的及び薬学的知見に基づき、個別具体的に、原因因子の特性を踏まえた有効な感染防止措置を講ずることになる。

しかししながら、CJDの原因因子及び感染機序が不明であって、ヒト乾燥硬膜とCJDとを結び付ける症例報告が皆無又は極めて少數である。

り、疫学的な評価もできなかつた時点においては、ヒト乾燥硬膜によるCJDの感染の危険性を前提とした対策を講すべき状況にはなかつたものである。

三の3について

平成八年に英国で発生したいわゆる狂牛病問題を契機として、我が国における近年の患者数の動向、狂牛病との関連性が疑われる新変異型クロイツフェルト・ヤコブ病以下「新変異型CJD」という。患者の有無等を把握するため、クロイツフェルト・ヤコブ病等に関する緊急全国調査研究班(以下「緊急全国調査研究班」という。)による緊急全国調査(以下「緊急全

四について

御指摘のFDAの廃棄勧告は、このように不

確実な情報しかなかつた段階ではあるが、米国内の医療機関がFDAの輸入承認なしにライオデュラを直接輸入していたという事態も踏まえ、米国内の医療機関に対してロット番号二千番台及びロット番号不明のライオデュラの廃棄を勧告したものであると理解している。

なお、当時、我が国と同様にライオデュラの輸入又は製造を承認していた英國、ドイツ等の政府は、製造業者から説明を聴取し、CJDの原因因子を不活性化するために製造業者が水酸化ナトリウム処理工程等を導入したことを確認したが、FDAが廃棄を勧告したロット番号のライオデュラについて、輸入又は販売を禁ずる措置は講じていなかつたものと承知している。

三の4について

MMRに掲載された第一症例報告は、ヒト乾燥硬膜の移植の十九か月後にCJDを発症した患者がCJDを発症する既知の要因等を有しなかつたことをもって、ヒト乾燥硬膜の移植によりCJDの病原体が伝播されたことが示唆されるとしたものである。その後、米国政府は、当該ヒト乾燥硬膜の原料である硬膜の提供者が

CJD患者であったかどうかをその製造業者であるB・ブラウン社に照会するとともに、第一症例報告と同一のロット番号一千百五番のライオデュラが輸出された五ヵ国に連絡し、また、MMWRを通じて国内の医療機関に対しヒト乾燥硬膜の移植を受けたCJD患者の症例について州保健局を通じて報告するよう呼び掛け、第一症例報告と同様の症例報告の有無を確認しようとした。しかしながら、第一症例報告に係る硬膜の提供者は特定できず、CJD患者であつてヒト乾燥硬膜の移植歴のあるものの症例報告は第一症例報告以外には確認されなかつたものと承知している。

五について

医薬品副作用被害救済制度は、医薬品には有

効性とともに副作用が不可避であることから、すべての医薬品製造業者等からの拠出により医

薬品の副作用による健康被害を救済するために設けられた制度であり、医薬品による健康被害であつても病原体が混入したことによる感染によることは、救済の対象とはしていらないところである。

医療用具による健康被害については、その大半は医療用具そのものの欠陥又は使用方法の誤りによるものと考えられ、また、医療用具の種類は広範にわたり、器具器械との健康被害の危険性の格差は極めて大きいと考えられ、医薬品の副作用による健康被害とは事情が大きく異なることから、医薬品副作用被害救済制度の対象とはしていないものである。

なお、ヒトの細胞又は組織に由来する医療用品及び医療用具については、今後も開発が進展する見込まれているが、感染症を伝播するおそれが否定しきれいことから、これらの製品に対して十分な規制を行う必要があると考えている。これらの製品に対して新たな規制を行った上でなほ感染による健康被害が不可避的に生じたとした場合に、当該健康被害は通常の感染による健康被害とは異なる面もあることから、新たな規制の在り方を踏まえつつ、今後、その救済の必要性の有無等を含め、その対応について幅広く研究していく必要があると考えている。

そもそも有明海は、干満の差が六メートル以上もあり、独特的の干潟や粘土質のために希少な底生動物をはじめ特徴ある魚介類を育んでおり、周辺漁民は潜水漁業や海苔養殖などで生計を立てている。しかるに、私が現地を調査したところ長崎県境にある佐賀県太良町大浦の漁業関係者は、「諫早湾が閉め切られてから、潮の流れが変わった」「調整池に貯められている海水が河川から排出される汚水と混ざり、ヘドロのような泥水となつて悪臭を放っていてこれが時折水門から放出されるため、魚介類が育ちにくくなつて『諫早湾が閉め切られる前には、産卵のために数多くの魚が集まつてきていたが、今では魚が寄りつかなくなつた』『タイラギ(貝柱を食用とする貝)がようやく育ち始めたかと思つていて、海底でヘドロが貝を覆つてしまい、酸欠状態となるため育たない』『四代続けて潜水漁業をやってきたが、これでは後継者がいなくなつてしまふ』等と切実な声をあげ、水門の開放をつよく要望していた。

現に同漁港の水揚げ高をみると、クルマエビは一九九〇年の四一トンから九八年の三六トンに減少、竹崎カニの名で知られるガザミは九年の三二六トンから九八年の一八六トンに激減、アゲマキ貝は九〇年の五〇〇トンに対し九五年以降は〇トンと皆無の有様である。シタビラメやスズキ、コノシロなども同様に減少している。

これは、古くから「魚介類の宝庫」であった有明海の由々しき現況を示すものであり、見過ごして

一　有明海沿岸における漁業の現況、特にこの一年間の水揚げ高の変動及び諫早湾水門閉め切り後の状況の変化をどのように把握しているか。変化の原因をどう考えるか。

二　九州農政局が昨年度から行っている有明海域調査は、どのような調査を実施しているのか、結果から何がわかっているのか。具体的に示されたい。

三　有明海における海域調査の場所を増やし、引き続き状況の変化がわかるよう緻密な調査をするべきと考えるが、政府はどう考えるか。また、生態系の変化についても詳しく調査をするべきと考えるが、どうか。

四　有明海における各種魚介類の水揚げ高の急減に対し、水産庁は同海域における漁業振興のためにどのような施策をとるのか。

五　諫早湾干拓地造成事業の再評価の際、関係団体として有明海沿岸各県や漁業協同組合などの意見も聴取すべきと考えるが、どうか。

六　大浦、小長井、島原などの漁民は現在の段階で諫早湾の水門を開放すれば、およそ三年で有明海はもとのようによみがえると訴えている。有明海の漁業振興と環境保全、わが国の食料自給率の向上のためにも無謀な諫早湾干拓事業は善処をつよく求めるものである。

そこで、次の事項について質問する。

内閣衆質一五〇第一三号
平成十二年十一月十四日

内閣総理大臣 森 喜朗
衆議院議長 締貫 民輔殿

衆議院議員小沢和秋君提出謹早湾水門閉め切りによる沿岸漁業への被害対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員小沢和秋君提出謹早湾水門閉め切りによる沿岸漁業への被害対策に関する質問に対する答弁書

一について

有明海における平成元年から平成十年までの十年間の主要魚介類の漁獲量の推移は、別表一のとおりであり、総じて平成九年四月の潮受堤防の締切りの前後でその漁獲量に著しい変化は見られない。

二について

農林水産省九州農政局においては、農地の排水対策の効果を左右する干潟について、その発達予測のための基礎データを入手するために、平成十一年度から二年間の予定で、有明海の流域、底質等の調査(以下「本調査」という。)を実施しているところである。

果の概要は別表一のとおりであるが、現在、九州農政局においては、引き続き平成十二年度の調査を実施中であり、その調査結果を待って、最終的な調査結果の取りまとめ及び分析を行っていくこととしている。

三について

本調査は、「二についてで述べたとおり、干潟の発達予測のための基礎データを入手するためのものであり、その実施に当たっては、有明海の海象について専門的知見が必要とするところから、当該知見を有する学識経験者から成る助言者会議の助言を踏まえて調査地點及び調査項目を設定しており、現在、それらについて追加することは考えていません。

なお、平成十三年度以降の調査の実施については、本調査の最終的な取りまとめ及び分析を踏まえて検討してまいりたい。

四について

有明海における主要魚介類の漁獲量の推移は、一についてで述べたとおり、総じて著しい変化は見られない。

なお、有明海は全国有数の沿岸漁場であり、水産庁においてこれまで沿岸漁場整備開発事業等により漁場の整備や養殖業の推進等に努めてきたところであり、引き続きこれらの施策を実施して漁業振興を図つてまいる考え方である。五について

お尋ねの「諫早湾干拓地造成事業」は、国営諫早湾土地改良事業(以下「本事業」という)を指すものと考えられるが、本事業を含めた国営土

地改良事業については、事業の効率的な執行及び透明性を確保する観点から、「国営土地改良事業等再評価実施要領」(平成十年三月二十七日付け農林水産省構造改善局長、畜産局長通知)

に基づき、事業実施主体である国が定期的に再評価を行うこととしており、その際、関係団体の意見を聴取すべきこととしている。ここで、

関係団体の範囲については、土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)において国営土地改良事業の土地改良事業計画の変更の際に農林水産大臣が直接的又は間接的に協議しなければならない相手方を勘案して運用することとしており、本事業について関係団体とは、同法に基づき本事業の事業計画の決定及び変更の際に協議を行った長崎県、諫早市、森山町、高来町、吾妻町及び愛野町であつて、長崎県以外の有明海沿岸各県や漁業協同組合等は含まれておらず、これらの者から意見を聴取することは考えていない。

六について

本事業は、平坦な農地が乏しい長崎県において、かんがい用水が確保された優良農地の造成を行うとともに、高潮、洪水、常時の排水不良等に対する防災機能の強化を図るものであり、地元から事業の促進を強く求められていることから、本事業を中止し、水門を開放することは考えていない。今後とも漁場を含めた周辺環境にも十分配慮しつつ、本事業の着実な推進に努めることとしている。

別表一 有明海の漁獲量の推移
(単位トン)

			スズキ	ガザミ	エクリマ	タコ類	アサリ類	サルボウ	タイラギ
平成元年	四五一	五三三	三〇〇	一、二二〇	八、九七四	一四、六二九	五、一七三		
平成二年	三四二	六四四	二六三	九七五	五、一八九	一六、九三五	七、三四三		
平成三年	二八二	六九三	四七	九八四	四、〇八八	一六、一四六	五、六九九		
平成四年	二六四	五八七	一九八	九五六	七、二五九	二六、五三七	四、二四九		
平成五年	二三三	五四四	二二一	一、二四二	九、一一〇	一六、六八九	七、二三三		
平成六年	一九七	四三三	三五七	八五〇	四、六三六	一七、二九九	一一〇		
平成七年	二〇四	三三一	三八五	一、〇〇三	一、一〇五	一五、四三四	八、一四		
平成八年	二三六	四〇九	三二一	一、〇三一	四、八一〇	一六、三四四	三、七八六		
平成九年	一八四	四二四	二三四	九三二	二、八〇一	一四、一二三	三、四三一		
平成十年	一六三	五五一	一八二	九七四	三、五六三	一〇、〇八七	一、一八一		

別表一 平成十一年度の調査結果の概要

調査項目	調査地點数	調査結果
潮流の流向	九	干潮三時間後・北の方位が卓越
		満潮三時間後・南の方位が卓越
潮流の流速	九	干潮三時間後・一秒当たり二四・六～五三・〇セントメートル
		満潮三時間後・一秒当たり三四・五～六三・七セントメートル
水温	一	摂氏六・八～一二・七度
塩分	二	二九・六〇～三三・〇三パーム
化学的酸素要求量	一一	一リットル当たり一・三～一・九ミリグラム
全窒素	一一	一リットル当たり〇・一二～一・〇〇ミリグラム

全リン	一一	一リットル当たり○・○一〇～〇・一四〇ミリigram
硫化物	二七	一グラム当たり〇・〇〇五未満～〇・三三九ミリgram
底質		
強熱減量	二七	二・五～一二・八パーセント
全窒素	二七	一グラム当たり〇・一〇八～一・四六ミリグラム
全リン	二七	一グラム当たり〇・二七～一〇・九一四ミリグラム
底生生物	種類	三～十九種
個体数	二七	一平方メートル当たり五九～六、一〇四個体
備考		
一 潮流の流向及び潮流の流速は、平成十二年一月十六日から三十一日までの間に調査。		
二 水温、塩分及び水質は、平成十二年一月二十一日に調査。		
三 底質及び底生生物は、平成十二年十月二十三日から二十六日までの間に調査。		
家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案		
右の内閣提出案は本院において可決した。		
よって国会法第八十三条により送付する。		
平成十二年十一月八日		
参議院議長 井上 裕		
衆議院議長 繼貫 民輔殿		
家畜伝染病予防法の一部を改正する法律		
家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十 六号)の一部を次のように改正する。		
目次中「第六十二条の三」を「第六十二条の四」に 改める。		
第一條 第二項の表十三の項、十四の項及び二十一 五の項中「限る」の下に「。以下同じ」を加える。		
第十四条第三項中「十日をこえない」を「二十一 日を超えない」に改める。		
第十五条の見出しを「(通行の制限又は遮断)」に 改め、同条中「四十八時間」を「七十二時間」に、 「しや断する」を「制限し、又は遮断する」に改め る。		
第十六条第二項中「同項但書」を「同項ただし書」 に改め、同条に次の二項を加える。 3 家畜防疫員は、第一項ただし書の場合を除 き、家畜伝染病のまん延を防止するため緊急の		

必要があるときは、同項の家畜について、同項の指示に代えて、自らこれを殺すことができる。

第一二八条中「代つて」を「代わつて」に、「前条」を「第一五条」に改め、同条を第二十七条とする。

第二十二条第一項中「同項但書」を「同項ただし書」に改め、同条第四項中「前二項」を「前各項

第一一十五条の二

に、「埋却し」を「埋却」に、「焼却し」を「焼却」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

第二十六条 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、家畜伝染病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品の所在した倉庫、船舶、車両その他これに準ずる處所(前項第一項及び二項に余

死体は二いて 同様の指示は作えて 自らこれを焼却し、又は埋却することができる。

めで^ニ該施設を消毒すへお出を命する」とかで
きる。

第十一條中前条第一項の下に又は第四項を加える。

2 家畜防疫員は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、前項の命令に係る施

第二十四条中「第二十一条第一項」の下に「若し
くは第四項を加え、同條たゞし書中「但しを「た

3 第一項の倉庫、船舶、車両その他これに準ず
設につき、消毒方法を指示することができる。

だし」に改める。

る施設の所有者又はその所在が知れないと同一

第二十五条第一項中「船車」を「船舶、車両」に改め、同条第二項中「船車」を「船舶、車両」に改め、

項の命令をすることができない場合において緊急の必要があるときは、都道府県知事は、家畜

項但書」を「同項ただし書」に改める。

防疫員に当該施設を消毒せることがである。

第三十一条を削る。

第三十七条第一項第一号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同類第三号とし、同類第一号の次に

改め、同条を第三十一条とし、第二十九条を第二

次の二号を加える。

第一十八條中「附する」を「付する」に改め、同条

二 穀物のわら(飼料用以外の用途に供するものとして貯めで定めるものを除く)及び同科

を第二十九条とし、第二十七条を第二十八条とす

用の乾草

る。
を第二十九条とし
第二十七条を第二十一条とす

用の轉革

八条及び第三十条第一項」を「第二十六条まで、第二十九条及び第三十二条第一項」に改める。

第四十六条の二第二項中「若しくは第二十五条第一項若しくは第二項」を「、第二十五条第一項若しくは第二十六条第二項」に、「若しくは第二十六条第一項」を「、第二十七条第一項若しくは第二十六条第一項」に改める。

第四十七条中「第二十九条」を「第二十六条第一項若しくは第二項」に改め、「第三十条」の下に「、第二十九条」を加える。

第五十一条第一項中「船車」を「船舶、車両」に改める。

第五十二条中「病原体の所有者」の下に「、飼料の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者」を加える。

第五十二条中「病原体の所有者」の下に「、飼料の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者」を加える。

第五十二条の二中「又は第二十五条第一項」を「、第二十五条第一項又は第二十六条第二項」に、「家畜防疫官が行なう」を「家畜防疫官が行なう」に改め、「第十七条第一項」の下に「又は第二十六条第一項」を加え、「行なう同項の」を「行なうこれらの一項」に改める。

第五十八条第一項第四号中「第三十条第一項」を「第三十二条第一項」に改める。

第六十一条中「第三十条第二項」を「第三十二条第一項」に、「第二十九条、第三十条第一項」を「第二十六条第一項及び第三项、第三十条、第三十二条第一項」に改める。

第五章中第六十二条の三の次に次の一条を加える。

る。

(経過措置)

第六十二条の四 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要となる判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第六十五条中「に」を「いずれかに」に改め、同

条第二号中「又は第二十九条」を「、第二十六条第一項又は第三十条」に、「及び第二十九条」を「、第二十六条第一項及び第三十条」に改め、同条第三号中「第十九条」の下に「、第二十八条第二項」を加え、同条第四号中「通行しや断」を「通行の制限又は遮断」に改め、同条第六号中「第二十八条」を第七号中「第三十条第一項」を「第三十二条第一項」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から起算して十日を経た日から施行する。

次のとおりである。

1 国内の防疫体制の整備

(一) 家畜防疫員が家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときに行なう患畜となるおそれがある家畜の移動禁止について、その期間の上限を二十一日に延長するものとすること。

(二) 都道府県知事又は市町村長が家畜伝染病のまん延を防止するため緊急の必要があるときに行なう通行遮断について、その期間の上限を七十二時間に延長するものとすること。

(三) 家畜防疫員は、家畜伝染病のまん延を防止するため緊急の必要があるときは、一定の家畜伝染病の患畜又は疑似患畜について、自らこれを殺すことができるものとするとともに、これらの死体について、自らこれを焼却し、又は埋却することができるものとすること。

第五十二条の二中「又は第二十五条第一項」を「、第二十五条第一項又は第二十六条第二項」に、「家畜防疫官が行なう」を「家畜防疫官が行なう」に改め、「第十七条第一項」の下に「又は第二十六条第一項」を加え、「行なう同項の」を「行なうこれらの一項」に改める。

第五十二条中「病原体の所有者」の下に「、飼料の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者」を加える。

2 施行期日

この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行するものとすること。

二 議案の可決理由

本案は、最近における家畜の伝染性疾病的発生状況の変化等に対処し、より効果的かつ効率的な家畜防疫制度を構築するための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

三 結論

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付すことに決した。

右報告する。

平成十二年十一月十五日

農林水産委員長 宮路 和明

衆議院議長 綿貫 民輔殿

(別紙)

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、最近における悪性伝染病の発生状況や畜産経営の規模拡大等の現状を踏まえ、左記事項の実現に万全を期すべきである。

(一) 輸入検疫の強化等

本案は、最近における家畜の伝染性疾病的発生状況の変化等に対処し、より効果的かつ効率的な家畜防疫制度を構築するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は

記

一　家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延防止措置を効果的かつ円滑に実施するため、防疫措置の基本的方向及び国、地方公共団体、関係団体、畜産農家、民間獣医師等の役割分担等を示す指針、計画を早急に策定・公表し、国民の理解と協力を得られるようその周知徹底を示すこと。

二　万全な家畜防疫体制を構築するため、家畜保健衛生所、家畜衛生試験場及び動物検疫所の機能の充実を図るとともに、関係団体・畜産農家等による自主的な防疫措置に対する支援、海外悪性伝染病の専門家の養成・確保、研修等を通じた家畜防疫員及び獣医師の一層の資質の向上に取り組むこと。

三　今回の口蹄疫の発生原因等の調査究明に引き続き努めるとともに、輸入検疫を的確に実施するため、海外悪性伝染病等に関する情報収集及びその発生防止のための国際協力を積極的に推進すること。指定検疫物等の指定については、海外における家畜の伝染性疾患の発生状況、国際物流の動向、家畜の飼養形態の変化等を踏まえ適切に行うこと。

また、慢性疾患の発生予防や動物由来感染症対策を推進するほか、豚コレラワクチン接種中止に伴う生産者の不安を解消するため、その衛生管理水準の向上、防疫体制の一層の整備に努

めるとともに、引き続き狂牛病等伝染性海綿状脳症の発生メカニズムの研究及び防疫方法の確立に努めること。

四　大量の殺処分が行われた場合等における焼却・埋却場所の確保策等について早急に検討を進めるとともに、畜産経営への影響を最小限に抑えるため、生産者等による自主的な互助基金の創設等発生農家の負担軽減を図る仕組みを検討すること。併せて、家畜共済への一層の加入促進を図ること。

五　わら、乾草を介した海外からの口蹄疫の侵入防止、飼料自給率の向上、畜産物の安全性の確保を図り、ひいては循環型社会を形成するため、国産稻わらの自給体制を構築するとともに、耕種農家と畜産農家の連携を図る等その円滑な流通及び利用促進のための対策を充実・強化すること。

目次

第一章　総則(第一条～第五条)

第二章　保険関係の成立及び消滅(第六条)

第三章　保険給付

第一節　通則(第七条～第十二条の七)

第二節　通勤災害に関する保険給付(第十二条の八～第二十一条)

第三節　業務災害に関する保険給付(第十一条～第二十五条)

第四節　二次健康診断等給付(第二十六条～第二十八条)

第五節　労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十二年十一月六日

参議院議長　井上　裕

衆議院議長　綿貫　民輔殿

附則

労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律

第一条及び第二条の二「又は死亡」を「死亡等」に改める。

第七条第一項に次の一号を加える。

三　二次健康診断等給付

第八条の六を削る。

第一条　労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

目次及び題名を次のように改める。

労働者災害補償保険法

目次

第一章　総則(第一条～第五条)

第二章　保険関係の成立及び消滅(第六条)

第三章　保険給付

第一節　通則(第七条～第十二条の七)

第二節　通勤災害に関する保険給付(第十二条の八～第二十一条)

第三節　業務災害に関する保険給付(第十一条～第二十五条)

第四節　二次健康診断等給付(第二十六条～第二十八条)

第五節　労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案

第六章　費用の負担(第三十条～第三十一条)

第七章　罰則(第五十二条～第五十四条)

第八章　附則(第五十五条～第五十六条)

第九章　附則(第五十七条～第五十九条)

第十章　附則(第六十条～第六十二条)

第十一章　附則(第六十三条～第六十五条)

第十二章　附則(第六十六条～第六十八条)

第十三章　附則(第六十九条～第七十一条)

第十四章　附則(第七十二条～第七十四条)

第十五章　附則(第七十五条～第七十七条)

第十六章　附則(第七十八条～第七十九条)

「第二十九条第一項」を「第三十五条第一項」に、
「団体が左の」を「団体がこれら」に改め、同条
第二号中「第四十八条」を「第四十八条第一項」
に、「当該官吏」を「当該職員」に改める。
第五十三条中「第二十九条第一項」を「第三十
五条第一項」に、「左の」を「次の」に、「一」に
を「いずれかに」に、「これを六箇月」を「六月」に
改め、同条第二号中「第四十八条」を「第四十八
条第一項」に、「当該官吏」を「当該職員」に改
め、同条第三号中「第四十九条」を「第四十九条
第一項」に改める。
第五十四条第一項中「第二十九条第一項」を
「第三十五条第一項」に、「罰するの外」を「罰す
るほか」に、「対し」を「対しても」に改め、同条
第二項中「第二十九条第一項」を「第三十五条第
一項」に改める。
別表第一中「第二十二条の六」を「第二十二条」
に改める。
(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一
部改正)
第二条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律
(昭和四十四年法律第八十四号)の一部を次のように
改める。
第十二条第一項中「災害率」の下に「並びに二
次健康診断等給付(同項第三号の二次健康診断
等給付をいう。次項及び第十三条において同
じ。)に要した費用の額」を加え、同条第三項中
「第三十条第一項」を「第三十六条第一項」に、
「第一十三条第一項第一号」を「第二十九条第一

率(を、「災害率」の下に「及び一次健康診断等給付に要した費用の額」を加え、「(以下「通勤災害に係る率」という。)」を)をいう。以下の項目及び第二十条第一項において同じ。)」に、「通勤災害に係る率」に「特別加入非業務災害率(非業務災害率から第十三条の厚生労働大臣の定める率を減じた率)」を、「通勤災害に係る率」を「非業務災害率」に改める。

第二項中「第二十八条第一項」を第三十四条第二項第一項に改める。

二号を削り、第一号を第二号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。
二号とし、第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号を第四号とする。

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前の期間に係る労働者災害補償保険法の規定による年金たる保険給付の額の端数の処理については、なお従前の例による。

第三条 施行日の属する保険年度(労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二条第四項に規定する改正に伴う経過措置)

第二条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律
(昭和四十四年法律第八十四号)の一部を次のよ
うに改正する。

第十四条の二第一項中「第三十条第一項第二号」を「第三十六条第一項第二号」に、「第二十八条第一項第三号」を「第三十四条第一項第三号」に、「第二十七条第六号」を「第三十三条第六号」に改める。

第十五条第一項中「第二十八条第一項」を「第三十四条第一項」に、「第三十条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同項第三号中「第二十九条第一項」に改め、同条第一項を「第三十五条第一項」に改め、同条

る確定保険料の額について準用する。この場合において、同項各号列記以外の部分中「第十一條第一項」とあるのは「第十三條」と、「非業務災害率」とあるのは特別加入非業務災害率」と読み替えるものとする。

第三十五条第三項中「第二十一条第四項」を「第三十一条第四項」に改める。

第四十六条中「六箇月」を「六月」に、「第二十一条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、第

する保険年度をいう。以下同じ。)及びこれに引き続く「保険年度においては、第一条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律(以下「新徴収法」という。)第十二条第二項中「二次健康診断等給付(同項第三号の二次健 康診断等給付をいう。次項及び第十三条において同じ。)に要した費用の額」とあるのは「労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律(平成十二年

官 報 (号 外)

年法律第
号。以下「平成十二年改正法」と
いう。)の施行の日の属する保険年度及びこれに
引き続く二保険年度における二次健康診断等給
付(同項第三号の二次健康診断等給付をいう。
以下同じ。)に要した費用の額又は「二次健康診断
等給付に要する費用の予想額」と、同条第三項
中「及び」二次健康診断等給付に要した費用の額
とあるのは「並びに平成十二年改正法の施行の
日の属する保険年度及びこれに引き続く二保険
年度における二次健康診断等給付に要した費用の
額又は「二次健康診断等給付に要する費用の予
想額」と、新徵収法第十三条中「過去三年間の二
次健康診断等給付に要した費用の額」とあるの
は、平成十二年改正法の施行の日の属する保険
年度及びこれに引き続く二保険年度における二
次健康診断等給付に要した費用の額又は「二次健
康診断等給付に要する費用の額の予想額」とす
る。

第四条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

第十一条第一項の厚生労働省令で定める有期事
業であつて、施行日前に同法第三条に規定する
労災保険に係る労働保険の保険関係が成立した
ものに係る確定保険料の額については、なお從
前の例による。

(労働保険審査官及び労働保険審査会法の一
部改正)

第五条 労働保険審査官及び労働保険審査会法の一
部(昭和三十一年法律第二百二十六号)の一部を次の
ようて改正する。

第一条第一項、第七条及び第十五条第一項第五号中「第三十五条第一項」を「第三十八条第一項」に改める。

等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十一條中「第二十三條第一項第一号」を
「第二十九條第一項第一号」に改める。

年法律第号。以下「平成十二年改正法」という。)の施行の日の属する保険年度及びこれに引き続く二保険年度における二次健康診断等給付(同項第三号の二次健康診断等給付をいう。以下同じ。)に要した費用の額又は二次健康診断

第十七条の二第三項中「第三十五条第一項」を「第三十八条第二項」に改める。
第二十五条第一項中「第三十五条」を「第三十
八条」に改める。

等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)の一部を次のように改止する。

附則第十一條中「第二十三條第一項第一号」を
「第二十九條第一項第一号」に改める。

とあるのは「並びに平成十二年改正法の施行の日」の属する保険年度及びこれに引き続く「保険年度における二次健康診断等給付に要した費用の額又は二次健康診断等合計に要する費用の額

第三十一条第一項中「第三十五条第一項」を
「第三十八条第一項」に改める。

九条第一項の項中「第二十八条第一項」を「第三十四条第一項」に、「第三十条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同表第十九条第二項の項中「第二十八条第一項」を「第三十四条第一項」に改める。

（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部改正）
四号」を「第二十九条第一項第四号」に改める。

次「健康診断等給付に要した費用の額」とあるのは「平成十二年改正法の施行の日の属する保険

〔第三十八条第二項〕に改める。

第二十一条第一項中「第二十八条第一項」を「第三十四条第一項」に、「第三十条第一項」を「第三十六条第一項」に、「徵收法第三条の規定により成立する労災保險に係る労働保險の」を

のように改正する。

康診断等給付に要する費用の額の予想額」とする。

一部を改正する法律(昭和四十四年法律第八十
三号)の一部を次のように改正する。

「成立する」に改め、「第六条の規定により成立する」の下に「同法第五条第一項に規定する」を加える。

(労働福祉事業団法等の一部改正)

第十二条 次に掲げる法律の規定中「第二十三条第一項」を「第二十九条第一項」に改める。

一 労働福祉事業団法(昭和三十一年法律第一百

業であつて、施行日前に同法第三条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係が成立したものに係る確定保険料の額については、なお從前の例による。

〔第二十七条第三号〕を〔第三十三条第三号〕に改める。

第八条 労働保険特別会計法(昭和四十七年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

(労働保険審査官及び労働保険審査会法の一部
改正)

に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

（労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第五条 労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第二百二十六号）の一部を次の
ように改正する。

第七条 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備

第九条 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

告書**一 議案の目的及び要旨**

本案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、労働者災害補償保険制度において、業務上の事由による労働者の脳血管疾患及び心臓疾患の発生の予防に資するための二次健康診断等給付制度を創設するとともに、有期事業に係る確定保険料の特例の改正等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 労働者災害補償保険法の一部改正
(一) 二次健康診断等給付は、労働安全衛生法に基づき事業主が行う健康診断のうち、直近のもの(一次健康診断)において、血圧検査、血液検査その他業務上の事由による脳血管疾患及び心臓疾患の発生にかかる一身体の状態に関する検査であって、厚生労働省令で定めるものが行われた場合において、当該検査を受けた労働者がそのいずれの項目にも異常の所見があると診断されたときに、当該労働者に対し、その請求に基づいて行うものとすること。

(二) 二次健康診断等給付の範囲は、脳血管及び心臓の状態を把握するために必要な検査(の検査を除く)であつて厚生労働省令で定めるものを行う医師による健康診断(二次健康診断)並びに二次健康診断の結果に基づき、脳血管疾患及び心臓疾患の発生の予防を図るために、直接により行われる医

師、保健婦又は保健士による保健指導(特定保健指導)とするものとすること。

(三) 二次健康診断等給付を受けた労働者から二次健康診断の結果を証明する書面が提出された場合における当該労働者に対する事業者の措置に関しては、労働安全衛生法の関係規定によるものとすること。

2 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正

(一) 厚生労働大臣が一般保険料に係る保険料率について定めるにあたり、過去三年間ににおける労災保険法の適用を受けるすべての事業に係る二次健康診断等給付に要した費用の額を考慮するものとともに、二次健康診断等給付に係る保険給付の額及び保険料の額は、メリット制(事業場ごとの災害率による保険料の調整)に係る算定の基礎に含めないものとすること。

(二) 有期事業に係る事業場ごとの災害率による保険料の調整幅の最高限度を三十五パーセント(現行三十パーセント)に拡大するものとすること。

3 施行期日

この法律は、平成十三年四月一日から施行するものとすること。

二 議案の可決理由

本案は、最近における社会経済情勢にかんがみ、労働者災害補償保険制度において、業務上の事由による労働者の脳血管疾患及び心臓疾患の発生の予防に資するための二次健康診断等給

付制度を創設するとともに、有期事業に係るメリット制の改正等を行おうることは、時宜に適するものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十二年十一月十五日

労働委員長 大石 正光

衆議院議長 締賣 民輔殿

[別紙]

労働者災害補償保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する

法律案に対する附帯決議

右

国会に提出する。

平成十二年十月六日

内閣総理大臣 森 喜朗

ヒトに関するクローリン技術等の規制に関する法律

法律案

右

ヒトに関するクローリン技術等の規制に関する法律

があることにかんがみ、クローリン技術等のうちクローリン技術又は特定融合・集合技術により作成される胚を人又は動物の胎内に移植することを禁止するとともに、クローリン技術等による胚の作成、譲受及び輸入を規制し、その他当該胚の適正な取扱いを確保するための措置を講ずることにより、人クローリン個体及び交雑個体の生成の防止並びにこれらに類する個体の人為による生成の規制を図り、もって社会及び国民生活と調和のとれた科学技術の発展を期することを目的とする。

第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 胚 一の細胞(生殖細胞を除く。)又は細胞群であつて、そのまま人又は動物の胎内において発生の過程を経ることにより一の個体に成長する可能性のあるもののうち、胎盤の形成を開始する前のものをいう。

二 生殖細胞 精子(精細胞及びその染色体の数が精子の染色体の数に等しい精母細胞を含む。以下同じ。)及び未受精卵をいう。

三 未受精卵 未受精の卵細胞及び卵母細胞(その染色体の数が卵細胞の染色体の数に等しいものに限る。)をいう。

四 体細胞 哺乳綱に属する種の個体(死体を含む。若しくは胎児(死胎を含む。)から採取された細胞(生殖細胞を除く。)又は当該細胞の分裂により生ずる細胞であつて、胚又は胚

を構成する細胞でないものをいう。

五 胚性細胞 胚から採取された細胞又は当該細胞の分裂により生ずる細胞であつて、胚でないものをいう。

六 ヒト受精胚 ヒトの精子とヒトの未受精卵との受精により生ずる胚(当該胚が一回以上分割されることにより順次生ずるそれぞれの胚を含む。)をいう。

イ 二以上のヒト受精胚、ヒト胚分割胚、ヒト胚であって、ヒト胚分割胚でないものを含む。)をいう。

七 胎児 人又は動物の胎内にある細胞群であつて、そのまま胎内において発生の過程を経ることにより一の個体に成長する可能性のあるもののうち、胎盤の形成の開始以後のものをいい、胎盤その他のその附属物を含むものとする。

八 ヒト胚分割胚 ヒト受精胚又はヒト胚核移植胚が人の胎外において分割されることにより生ずる胚をいう。

九 ヒト胚核移植胚

一の細胞であるヒト受精胚若しくはヒト胚分割胚又はヒト受精胚、ヒト胚若しくはヒト胚核移植胚が人の胎外において分割されることにより生ずる胚をいう。

十 人クローリン胚 ヒトの体細胞であつて核を有するものがヒト除核卵と融合することにより順次生ずる胚(当該胚が一回以上分割されることにより順次生ずるそれぞれの胚を含む。)をいう。

十一 クローリン技術 人クローリン胚を作成する技術をいう。

十二 ヒト集合胚 次のいずれかに掲げる胚

(当該胚が一回以上分割されることにより順次生ずるそれぞれの胚を含む。)をいう。

イ 二以上のヒト受精胚、ヒト胚分割胚、ヒト胚核移植胚又は人クローリン胚が集合して一体となつた胚(当該胚とヒトの体細胞又はヒト受精胚、ヒト胚分割胚、ヒト胚核移植胚若しくは人クローリン胚の胚性細胞とが集合して一体となつた胚)をいう。

ロ 一のヒト受精胚、ヒト胚分割胚、ヒト胚核移植胚又は人クローリン胚とヒトの体細胞とが集合して一体となつた胚(ヒト受精胚、ヒト胚分割胚、ヒト胚核移植胚若しくは人クローリン胚の胚性細胞とが集合して一体となつた胚)をいう。

ハ 一のヒト受精胚、ヒト胚分割胚、ヒト胚核移植胚若しくは人クローリン胚の胚性細胞とが集合して一体となつた胚(ヒト受精胚、ヒト胚分割胚、ヒト胚核移植胚若しくは人クローリン胚の胚性細胞とが集合して一体となつた胚)をいう。

十一 ヒト性集合胚 次のいずれかに掲げる胚

(当該胚とヒトの体細胞又は胚性細胞とが集合して一体となつた胚を含む。)をいう。

十二 ヒト性集合胚 次のいずれかに掲げる胚

(当該胚とヒトの体細胞又は胚性細胞とが集合して一体となつた胚を含む。)をいう。

ハ 一の胚と体細胞又は胚性細胞とが集合して一体となつた胚(ヒトの生殖細胞と動物の生殖細胞とを受精させることにより生ずる胚)をいう。

イ ヒトの生殖細胞と動物の生殖細胞とを受精させることにより生ずる胚(ヒトの生殖細胞と動物の生殖細胞とを受精させることにより生ずる胚)をいう。

ロ 一の細胞であるイに掲げる胚又はイに掲げる胚の胚性細胞であつて核を有するものがヒト除核卵又は動物除核卵と融合することにより生ずる胚(ヒト除核卵又は動物除核卵と融合することにより生ずる胚)をいう。

ハ 一又はロに掲げる胚の胚性細胞とが集合して一体となつた胚(ヒトの生殖細胞と動物の生殖細胞とを受精させることにより生ずる胚)をいう。

イ 一の胚と体細胞又は胚性細胞とが集合して一体となつた胚(ヒトの生殖細胞と動物の生殖細胞とを受精させることにより生ずる胚)をいう。

ロ 一の細胞であるイに掲げる胚又はイに掲げる胚の胚性細胞であつて核を有するものがヒト除核卵又は動物除核卵と融合することにより生ずる胚(ヒト除核卵又は動物除核卵と融合することにより生ずる胚)をいう。

ハ 一又はロに掲げる胚の胚性細胞とが集合して一体となつた胚(ヒトの生殖細胞と動物の生殖細胞とを受精させることにより生ずる胚)をいう。

イ ヒトの体細胞、一の細胞であるヒト受精卵と融合することにより生ずる胚(ヒトの体細胞、一の細胞であるヒト受精卵と融合することにより生ずる胚)をいう。

ロ 一の細胞であるヒト受精卵とヒトの体細胞とが融合することにより生ずる胚(ヒトの体細胞、一の細胞であるヒト受精卵と融合することにより生ずる胚)をいう。

ハ 一の胚と体細胞又は胚性細胞とが集合して一体となつた胚(ヒトの体細胞、一の細胞であるヒト受精卵と融合することにより生ずる胚)をいう。

イ ヒトの体細胞、一の細胞であるヒト受精卵とヒトの体細胞とが融合することにより生ずる胚(ヒトの体細胞、一の細胞であるヒト受精卵と融合することにより生ずる胚)をいう。

ロ 一の細胞であるヒト受精卵とヒトの体細胞とが融合することにより生ずる胚(ヒトの体細胞、一の細胞であるヒト受精卵と融合することにより生ずる胚)をいう。

ハ 一の胚と体細胞又は胚性細胞とが集合して一体となつた胚(ヒトの体細胞、一の細胞であるヒト受精卵と融合することにより生ずる胚)をいう。

イ ヒトの体細胞、一の細胞であるヒト受精卵とヒトの体細胞とが融合することにより生ずる胚(ヒトの体細胞、一の細胞であるヒト受精卵と融合することにより生ずる胚)をいう。

ロ 一の細胞であるヒト受精卵とヒトの体細胞とが融合することにより生ずる胚(ヒトの体細胞、一の細胞であるヒト受精卵と融合することにより生ずる胚)をいう。

くはヒト集合胚の胚性細胞であつて核を有するものが動物除核卵と融合することにより生ずる胚

するものが動物除核卵と融合することにより生ずる胚

くはヒト集合胚の胚性細胞であつて核を有するものがヒト除核卵と融合することにより生ずる胚

口 動物の体細胞、一の細胞であるイに掲げる胚又はイに掲げる胚の胚性細胞であつて核を有するものが動物除核卵と融合することにより生ずる胚

ハ 二以上のイ又は口に掲げる胚が集合して一体となつた胚

イ 二以上のイ又は口に掲げる胚の胚性細胞とが集合して一体となつた胚(当該胚と動物の体細胞又はイ若しくは口に掲げる胚の胚性細胞とが集合して一体となつた胚を含む。)

ニ 一のイ又は口に掲げる胚と動物の体細胞とが集合して一体となつた胚

又はイ若しくは口に掲げる胚の胚性細胞とが集合して一体となつた胚

十九 動物性融合胚 次のいずれかに掲げる胚(当該胚が一回以上分割されることにより順次生ずるそれの胚を含む。)をいう。

イ 動物の体細胞、一の細胞である動物胚又は動物胚の胚性細胞であつて核を有するものがヒト除核卵と融合することにより生ずる胚

二十 動物性融合胚 次のいずれかに掲げる胚の胚性細胞であつて核を有するものが動物除核卵と融合することにより生ずる胚

(当該胚が一回以上分割されることにより順次生ずるそれの胚を含む。)をいう。

二十一 融合 受精以外の方法により複数の細胞が合体して一の細胞を生ずることをいい、一の細胞の核が他の除核された細胞に移植されることを含む。

二十二 除核 細胞から核を取り除き、又は細胞の核を破壊することをいう。

二十三 ヒト除核卵 ヒトの未受精卵又は一の細胞であるヒト受精胚若しくはヒト胚分割胚であって、除核されたものをいう。

二十四 動物除核卵 動物の未受精卵又は一の細胞である動物胚であって、除核されたものをいう。

二十一 動物性融合胚 次のいずれかに掲げる胚(当該胚が一回以上分割されることにより順次生ずるそれの胚を含む。)をいう。

二十二 動物性融合胚 次のいずれかに掲げる胚(当該胚と体細胞又は胚性細胞とが集合して一体となつた胚を含む。)

口 一以上の動物性融合胚と一以上の動物胚

又は体細胞若しくは胚性細胞とが集合して一体となつた胚

ハ 一以上の動物胚とヒトの体細胞又はヒト受精胚、ヒト胚分割胚、ヒト胚核移植胚、人クローリン胚、ヒト胚集合胚、ヒト動物交雑胚、ヒト性融合胚、ヒト性集合胚若しくはヒト性融合胚の胚性細胞とが集合して一体となつた胚(当該胚と動物の体細胞又はイ若しくは口に掲げる胚の胚性細胞とが集合して一体となつた胚を含む。)

ニ 一の細胞である人クローリン胚又は人ヒト動物交雑胚の胚性細胞

クロークーン胚の胚性細胞

ヒトの体細胞

ヒト受精胚

ヒト胚分割胚

ヒト胚核移植胚

ヒトの体細胞

ヒト受精胚

	上欄	中欄	下欄
一	前項第八号		
二	前項第九号	ヒト胚分割胚	ヒト受精胚
三	前項第十号	ヒト胚核移植胚	ヒトの体細胞
四	前項第十二号イ及びロ	ヒト動物交雑胚	ヒト受精胚
五	前項第十三号ロ	ヒト性融合胚	ヒトの体細胞
六	前項第十四号イ	ヒト性融合胚	ヒト受精胚
七	前項第十四号ロ	ヒト性融合胚	ヒトの体細胞
八	前項第十八号ロ	動物胚	ヒト受精胚
九	前項第十八号ハ及びニ	動物胚の胚性細胞	ヒトの体細胞
十	前項第十九号イ	動物性融合胚	ヒト受精胚
十一	前項第十九号ロ	動物性融合胚	ヒトの体細胞
十二	前項第二十号ハ	動物性融合胚の胚性細胞	ヒト受精胚
十三	前項第二十三号	ヒト胚核移植胚又は人クローリン胚	ヒトの体細胞
十四	前項第二十四号	ヒト動物交雑胚、ヒト性融合胚又は動物性融合胚	ヒト受精胚

(禁止行為)

第三条 何人も、人クローリン胚、ヒト動物交雑胚、ヒト性融合胚又はヒト性集合胚を人又は動物の胎内に移植してはならない。

(指針)

第四条 文部科学大臣は、ヒト胚分割胚、ヒト胚核移植胚、人クローリン胚、ヒト胚集合胚、ヒト動物交雑胚、ヒト性融合胚、ヒト性集合胚、動物性融合胚又は動物性集合胚(以下「特定胚」といふ。)が、人又は動物の胎内に移植された場合に認めるものとする。

2 次の表の上欄に掲げる規定の適用について定中の同表の下欄に掲げる胚又は細胞に含まれるものとする。

2 次の表の上欄に掲げる規定の適用について定中の同表の下欄に掲げる胚又は細胞に含まれるものとする。

人クローリン個体若しくは交雑個体又は人の尊厳の保持等に与える影響がこれらに準ずる個体となるおそれがあることいかんがみ、特定胚の作成、譲受又は輸入及びこれらの行為後の取扱い(以下「特定胚の取扱い」という。)の適正を確保するため、生命現象の解明に関する科学的知見を勘案し、特定胚の取扱いに関する指針(以下「指針」という。)を定めなければならない。

2 指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

報 (号外)

二 特定胚の作成に必要な胚又は細胞の提供者の同意が得られていることその他の許容される特定胚の作成の要件に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、特定胚の取扱いに関する配慮すべき手続その他の事項

（文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術會議の意見を聽かなければならない。）

（遵守義務）

第五条 特定胚の取扱いは、指針に従って行われなければならない。

（特定胚の作成、譲受又は輸入の届出）

第六条 特定胚を作成し、譲り受け、又は輸入しようとする者は、文部科学省令で定めるところにより、次に掲げる事項を文部科学大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 作成し、譲り受け、又は輸入しようとする胚の種類

三 作成、譲受又は輸入の目的及び作成の場合にあっては、その方法

四 作成、譲受又は輸入の予定日

五 作成、譲受又は輸入後の取扱いの方法

六 前各号に掲げるもののほか、文部科学省令
で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、その届出
に係る事項を変更しようとするときは、文部科
学省令で定めるところにより、文部科学大臣に
届け出なければならない。

(計画変更命令等)

第七条 文部科学大臣は、前条第一項又は第一項
の規定による届出があつた場合において、その
届出に係る特定胚の取扱いが指針に適合しない
と認めるときは、その届出を受理した日から六
十日以内に限り、その届出をした者に対し、当
該特定胚の取扱いの方法に関する計画の変更又
は廃止その他必要な措置をとるべきことを命ず
ることができる。

2 文部科学大臣は、前条第一項又は第二項の規
定による届出に係る事項の内容が相当であると
認めるときは、前項に規定する期間を短縮する
ことができる。この場合において、文部科学大
臣は、その届出をした者に対し、遅滞なく、当
該短縮後の期間を通知しなければならない。
(実施の制限)

第八条 第六条第一項又は第二項の規定による届
出をした者は、その届出が受理された日から六
十日(前条第二項後段の規定による通知があつ
たときは、その通知に係る期間)を経過した後
でなければ、それぞれ、その届出に係る特定胚
を作成し、譲り受け、若しくは輸入し、又はそ
の届出に係る事項を変更してはならない。

(偶然の事由による特定胚の生成の届出)

第九条 第六条第一項の規定による届出をした者は、偶然の事由によりその届出に係る特定胚から別の特定胚が生じたときは、文部科学省令で定めるところにより、速やかに、次に掲げる事項を文部科学大臣に届け出なければならない。

ただし、当該生じた特定胚を直ちに廃棄する場合は、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 生じた胚の種類

三 生成の期日

四 前二号に掲げるもののほか、文部科学省令で定める事項

(記録)

第十条 第六条第一項又は前条の規定による届出をした者は、文部科学省令で定めるところにより、その届出に係る特定胚について、次に掲げる事項に関する記録を作成しなければならない。

一 作成し、譲り受け、又は輸入した胚の種類

二 作成、譲受又は輸入の期日

三 作成、譲受又は輸入後の取扱いの経過

四 前二号に掲げるもののほか、文部科学省令で定める事項

（特定胚の譲渡等の届出）

二 前項の記録は、文部科学省令で定めるところにより、保存しなければならない。

第一条 第六条第一項又は第九条の規定による

届出をした者は、その届出に係る特定胚を譲り渡し、輸出し、滅失し、又は廃棄したときは、文部科学省令で定めるところにより、遅滞なく、次に掲げる事項を文部科学大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 譲り渡し、輸出し、滅失し、又は廃棄した胚の種類

三 譲渡、輸出、滅失又は廃棄の期日及び滅失又は廃棄の場合にあっては、その様様

四 前三号に掲げるもののほか、文部科学省令で定める事項

(特定胚の取扱いに対する措置命令)

第十一条 文部科学大臣は、第六条第一項又は第九条の規定による届出をした者の特定胚の取扱いが指針に適合しないものであると認めるときは、その届出をした者に対し、特定胚の取扱いの中止又はその方法の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(個人情報の保護)

第十三条 第六条第一項又は第九条の規定による届出をした者は、その届出に係る特定胚の作成に用いられた胚又は細胞の提供者の個人情報(個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

官 報 (号外)

以下この条において同じ。)の漏えいの防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(報告徴収)

第十四条 文部科学大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第六条第一項又は第九条の規定による届出をした者に対し、その届出に係る特定胚の取扱いの状況その他必要な事項について報告書を求めることができる。

(立入検査)

第十五条 文部科学大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第六条第一項若しくは第九条の規定による届出をした者の事務所若しくは研究施設に立ち入り、その者の書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が事務所又は研究施設に立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第十六条 第三条の規定に違反した者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

二 第六条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして同項に規定する事項を変更した者	一 第六条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして特定胚を作成し、譲り受け、又は輸入した者
三 第七条第一項の規定による命令に違反した者	四 第十二条の規定による命令に違反した者
第十八条 第八条の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。	第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。
一 第九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者	一 第九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第十条第一項の規定による記録を作成せず、又は虚偽の記録を作成した者	二 第十四条第一項、第二項及び第四項、第五条から第十五条まで、第十七条から第十九条まで並びに第二十条(第十七条から第十九条までに係る部分に限る。)の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
三 第十条第二項の規定に違反した者	三 第十一条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の報告をした者
四 第十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者	四 第十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の報告をした者
五 第十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者	五 第十五条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

第六条 第一条の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者	一 第六条第三項及び附則第三条の規定 公布の日から第十五条まで、第十七条から第十九条まで並びに第二十条(第十七条から第十九条までに係る部分に限る。)の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
第七条 第二条の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者	二 第四条第一項、第二項及び第四項、第五条から第十五条まで、第十七条から第十九条まで並びに第二十条(第十七条から第十九条までに係る部分に限る。)の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
第八条 第三条の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者	三 第十一条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の報告をした者
第九条 第四条の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者	四 第十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の報告をした者
第十条 第五条の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者	五 第十五条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

第十三条 第六条の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者	一 第六条第三項及び附則第三条の規定 公布の日から第十五条まで、第十七条から第十九条まで並びに第二十条(第十七条から第十九条までに係る部分に限る。)の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
第十四条 第七条の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者	二 第四条第一項、第二項及び第四項、第五条から第十五条まで、第十七条から第十九条まで並びに第二十条(第十七条から第十九条までに係る部分に限る。)の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
第十五条 第八条の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者	三 第十一条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の報告をした者
第十六条 第九条の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者	四 第十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の報告をした者
第十七条 第十条の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者	五 第十五条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

ヒトに関するクローリン技術等の規制に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近のクローリン技術ほか一定の技術(以下「クローリン技術等」という。)が特定の人と同一の遺伝子構造を有する人等(以下「人クローリン個体等」という。)を生成しうる水準に達しており、その用いられる方のいかんによつては人クローリン個体等を作り出し、これにより人の尊厳の保持、人の生命及び身体の安全の確保並びに社会秩序の維持に重大な影響を与える可能性があることにかんがみ、クローリン技術等により作成される胚の人は動物の胎内への移植を禁止する等の措置を定めることにより人クローリン個体等の生成の防止等を図り、もつて社会及び国民生活と調和のとれた科学技術の発展を期することを目的とするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 禁止行為

何人も、クローリン技術等のうちクローリン技術又は特定融合・集合技術により作成される胚を人又は動物の胎内に移植してはならないものとすること。

2 クローリン技術等により作成される特定胚の適正な取扱いの確保のための措置

(一) 文部科学大臣は、特定胚の取扱いの適正を確保するため、総合科学技術会議等の意見を聴き、その取扱いに関する指針を定

め、公表しなければならないものとすること。

(二) 指針においては、特定胚の作成の要件その他所要の事項について定めるものとする

こと。また、特定胚の取扱いは、指針に従つて行わなければならないものとすること。

(三) 特定胚の取扱いを行おうとする者は、文部科学大臣に届け出なければならないものとすること。また、その届出をした者は、届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、その届出に係る特定胚の取扱いをしてはならないものとすること。

(四) 文部科学大臣は、(三)の届出をした者の特定胚の取扱いが指針に適合しないと認めるときは、当該特定胚の取扱いに関する計画の変更、取扱いの中止等必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとすること。

3 1に違反した者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するものとすること。その他所要の罰則規定

4 政府は、この法律の施行後五年以内に、特

定胚の取扱いに係る制度について検討を加え、必要な措置を講ずるものとすること。

二 議案の修正議決理由

本案は、クローリン技術等がその用いられる方のいかんによつては人クローリン個体等の生成を防止することにより、人の尊厳の保持、人の生命及び身体の安全の確保並びに社会秩序の維持を図るために、総合科学技術会議等における検討を踏まえた上で、この法律の規定に検討を加え、必要な措置を講ずることを適當と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十二年十一月十五日

科学技術委員長 古賀 一成

衆議院議長 綿貫 民輔殿

(小字及び
は修正)

(五) 届出をした者は、特定胚についての記録を作成し、保存しなければならないものとするとともに、特定胚に係る個人情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとすること。

附 則

(検討)

第一條 政府は、この法律の施行後五年以内に、
○ヒト受精胚の人の生命の萌芽としての取扱いの在り方に関する
○この法律の施行の状況、クローリン技術等を取り扱う
総合科学技術会議等における検討の結果を踏まえ、
この法律の規定により卷く状況の変化等を勘案し、特定胚の取扱い

に係る制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

〔別紙〕

ヒトに関するクローリン技術等の規制に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に際し、次の事項に関する法律案に対する附帯決議

一、法第四条第一項の規定に基づき、本法施行後早急に指針を策定することとし、その指針には以下の要件が盛り込まれること

ア 法第三条に掲げる胚以外の特定胚についても、人又は動物の胎内に移植された場合に人の尊厳の保持等に与える影響が人クローリン個体若しくは交雑個体に準ずるものとなるおそれがあるかぎり、人又は動物の胎内への移植を行わないこと

イ 特定胚を取り扱うことができる場合としては、事前に十分な動物実験その他の実験手段を用いた研究が実施されており、かつ、特定胚を用いる必要性・妥当性が認められる研究に限ること

ウ 特定胚の材料となるヒト受精胚、ヒトの生殖細胞の提供者の同意は、研究目的と利用方法等についての十分な説明を受けた上で、研究に基づく自由な意思決定によるものでなければならないこと。特に卵子提供については、女性の身体的・心理的負担に配慮し、提供者に不安を感じさせないよう十分に措置を講ずること

官 報 (号 外)

工 特定胚及びその材料となるヒト受精胚、ヒトの生殖細胞の授受は無償で行うこと

一、指針の策定、変更に当たっては、国民の意見を十分聴取すること

一、ヒト受精胚は人の生命の萌芽であって、その取り扱いについては、人の尊厳を冒すことのないよう特に誠実かつ慎重に行わなければならぬこと

一、ヒト胚性幹細胞については、ヒト受精胚から樹立されるものであることにかんがみ、その樹立に用いるヒト受精胚は余剰胚に限定するとともに、その樹立及び使用も必要性・妥当性が認められるものに限ること

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案
右の議案を提出する。

平成十二年十一月一日

提出者

熊代 昭彦
岸本 光造
太田 誠一
久保 哲司
松浪 健四郎
自見庄三郎
滝 実
東 順治
田端 正広

賛成者

野中 広務外七十三名

(目的)
第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する法律

条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第一条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養^{かんよう}を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の basic 理念(以下「基本理念」という。)にのつとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのつとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し) 第二条 この法律は、この法律の施行の日から二年以内に、人権擁護施策推進法(平成八年法律第百二十号)第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

理由

人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権の擁護に資するため、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

立案の目的及び要旨

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
案 熊代昭彦君外八名提出)

本案は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権の擁護に資するため、人権教育及び

権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、所要の措置を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 (定義) 本案において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を

い、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいうこととする

こと。

2 (基本理念) 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、国民が、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨とすること。

3 (国及び地方公共団体の責務) 国及び地方公共団体は、人権教育及び人権啓発の基本理念にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有することとする。

4 (国民の責務) 国民は、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならないこととする。

5 (基本計画の策定) 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する

基本的な計画を策定しなければならないこととする。

ようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十二年十一月十五日

法務委員長 長勢 甚遠

衆議院議長 縊貫 民輔殿

〔別紙〕

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案に対する附帯決議

この法律の施行に伴い、政府は、次の点につき格段の配慮をされたい。

一人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮し、地方自治体や人権にかかる民間団体等関係各方面の意見を十分に踏まえること。

二 前項の基本計画は、「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画等を踏まえ、充実したものにすること。

三 「人権の二十一世紀」実現に向けて、日本における人権政策確立の取組みは、政治の根底・基本に置くべき課題であり、政府・内閣全体での課題として明確にするべきであること。

本案は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、人権の擁護に関する内外の諸情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、所要の措置を定め

二 議案の可決理由

本議案は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、人権の擁護に関する内外の諸情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、所要の措置を定め